

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|--|--------|-----|--------------------------------------|------|--|--------|-----|--------------------------------------|------|
| 岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱 | | | | | 岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱 | | | | |
| (目的) | | | | | (目的) | | | | |
| 第1 [略] | | | | | 第1 [略] | | | | |
| (定義) | | | | | (定義) | | | | |
| 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | | | | | 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | | | | |
| (1) 補助事業 農山漁村振興交付金、農地耕作条件改善事業、農業競争力強化農地整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、中山間地域所得向上支援対策事業をいう。 | | | | | (1) 補助事業 農山漁村振興交付金、農地耕作条件改善事業、農業競争力強化農地整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、中山間地域所得向上支援対策事業、 <u>水利施設等保全高度化事業</u> をいう。 | | | | |
| (2)～(6) [略] | | | | | (2)～(6) [略] | | | | |
| (新設) | | | | | <u>(7) 水利施設等保全高度化事業 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）別表5の事業種類の欄の（3）に掲げる事業をいう。</u> | | | | |
| 第3～第9 [略] | | | | | 第3～第9 [略] | | | | |
| 別表第1（第3関係） | | | | | 別表第1（第3関係） | | | | |
| 区分 | 事業実施主体 | 経費 | 補助額 | 重要変更 | 区分 | 事業実施主体 | 経費 | 補助額 | 重要変更 |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 農地耕作条件改善事業 | [略] | [略] | 農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1.定額助成の事業につ | [略] | 農地耕作条件改善事業 | [略] | [略] | 農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1.定額助成の事業につ | [略] |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|---|--|
| | | | いては、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第6により算出される額 農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる2.定率助成の事業については、当該経費の64パーセント（中山間地域等（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別 | | | | いては、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第6により算出される額 農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる2.定率助成の事業については、当該経費の64パーセント（中山間地域等（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別 | |
|--|--|--|---|--|--|--|---|--|

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|---|
| | | | 豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用 | | | | 豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用 |
|--|--|--|---|--|--|--|---|

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | る場合を含む。)、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項 (同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみな | | | | する場合を含む。)、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項 (同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみな |
|--|--|--|--|--|--|--|---|

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | される区域を含む。以下「特定市町村」という。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。)を含む。) 、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤 | | | | される区域を含む。以下「特定市町村」という。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。)を含む。) 、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤 | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|---|--|
| | | | 整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定 | | | | 整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定 | |
|--|--|--|---|--|--|--|---|--|

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | <p>棚田地域をいう。以下同じ。)において行う事業にあつては、69パーセント)に相当する額以内の額</p> <p>(備考1) 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度ま</p> | | | | <p>棚田地域をいう。以下同じ。)において行う事業にあつては、69パーセント)に相当する額以内の額</p> <p>(備考1) 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度ま</p> |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | での間の交付額を、実施要綱第17の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては69パーセント、令和4年度にあつては69パーセント、令和5年度にあつては68パーセント、令和6年度にあつては67パーセント、令和7年度にあつては66パーセント、令和8年度にあつては65パー | | | | での間の交付額を、実施要綱第8の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては69パーセント、令和4年度にあつては69パーセント、令和5年度にあつては68パーセント、令和6年度にあつては67パーセント、令和7年度にあつては66パーセント、令和8年度にあつては65パー |
|--|--|--|--|--|--|--|---|

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| | | | <p>セントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(備考2) 特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付額を、実施要綱第17の2による事</p> | | | | <p>セントに相当する額以内の額とする。</p> <p>(備考2) 特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付額を、実施要綱第8の2による事</p> | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|

業採択があ
った年度に
応じて、それ
ぞれ令和3
年度にあっ
ては69パー
セント、令和
4年度にあ
っては69パ
ーセント、令
和5年度に
あっては69
パーセント、
令和6年度
にあっては
68パーセン
ト、令和7年
度にあつて
は67パーセ
ント、令和8
年度にあつ
ては66パー
セント、令和
9年度にあ
っては65パ
ーセントに

業採択があ
った年度に
応じて、それ
ぞれ令和3
年度にあっ
ては69パー
セント、令和
4年度にあ
っては69パ
ーセント、令
和5年度に
あっては69
パーセント、
令和6年度
にあっては
68パーセン
ト、令和7年
度にあつて
は67パーセ
ント、令和8
年度にあつ
ては66パー
セント、令和
9年度にあ
っては65パ
ーセントに

| | | | | |
|-----------------------|------|------|-----------------------|------|
| | | | 相当する額 以内の額と する。 | |
| [略] | | | | |
| 中山間地域所 得向上支援対 策 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |
| 附帯事務費 | [略] | | | |

| | | | | |
|--------------------------|---|---|---|---|
| | | | 相当する額 以内の額と する。 | |
| [略] | | | | |
| 中山間地域所 得向上支援対 策 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| <u>水利施設等保 全高度化事業</u> | <u>水利施設等 保全高度化事 業実施要領別 紙3第3に掲 げる事業実施 主体</u> | <u>事業実施主 体が水利施設 等保全高度化 事業実施要領 別表5の事業 種類の欄の (3)に掲げ る事業を行う 場合に要する 経費及び事業 実施主体が当 該事業を行う 場合に要する 経費に対して 市町村が補助 する場合に要 する経費</u> | <u>土地改良事 業関係補助金 交付要綱(昭 和31年8月13 日付け31農地 第3966号農林 水産事務次官 依命通知)別 表(10)の3に より算出され る額とする。</u> | <u>土地改良事 業関係補助金 交付要綱第11 第1項に掲げ る軽微な変更 以外の変更</u> |
| 附帯事務費 | [略] | | | |

別表第2（第9関係） [略]

別表第2（第9関係） [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。